平成２９年（フ）第１２６３号
京都府城陽市寺田大川原20番地の17
債務者　山口機設こと　山口　祐三
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　祐貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
京都市南区吉祥院這登中町34番地２　ヤサカ交通社宅　106号
債務者　矢埜　義文
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
愛媛県西条市喜多川601番地18
債務者　石原　直子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第７１号
高知県南国市里改田402番地２　土居マンション３Ｆ２号
債務者　阿部　良司
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　雅章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２４２号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目２番26号　ヴィレッジレジデンス407号、従前の住所神戸市垂水区平磯４丁目５番14号
債務者　檍　　満子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽田　由可
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３０号
兵庫県姫路市城北本町10番９号
債務者　松尾かよ子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　泰文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４２８号
大阪府東大阪市友井２丁目８番８号　グランクオレ31　408号
債務者　谷　　諒介
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４５号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目１番24号
債務者　ｉｃｈｉこと　益田　弘和
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第７８号
埼玉県東松山市松葉町３丁目12番34号
債務者　能見　綾菜
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１０８号
熊本県上天草市大矢野町中8280番地
債務者　金山　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４５号
広島県福山市西深津町５丁目16番９号、前住所広島県福山市引野町東30番２号
債務者　髙木　　学
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１０２号
熊本市東区桜木１丁目５番10号　ＭＡＳＴメゾン桜木Ｃ202
債務者　塚本　　充
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４６号
長野市大字栗田450番地
債務者　中澤　正男
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　優太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
静岡県賀茂郡松崎町雲見618番地
債務者　尾中倫之助
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成３０年（フ）第１７号
静岡県賀茂郡松崎町雲見618番地
債務者　尾中　珠美
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第９８号
広島県三原市中之町７丁目14番６号
債務者　今井　誠二
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第９８号
岐阜県各務原市那加浜見町２丁目66番地（日電ビル　101）
債務者　齊藤　寛幸（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
岐阜地方裁判所